

令和5年度決算に基づく

健全化判断比率及び資金不足比率報告書

∞ 海 田 町

目 次

1	令和5年度決算に基づく健全化判断比率報告書	3
(1)	総括表	3
(2)	実質赤字比率	5
(3)	連結実質赤字比率	6
(4)	実質公債費比率	7
(5)	将来負担比率	8
2	令和5年度決算に基づく資金不足比率報告書	10
(1)	総括表	10
(2)	法適用企業	11

1 令和5年度決算に基づく健全化判断比率報告書

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定により、健全化判断比率を次のとおり報告する。

(1) 総括表

(単位：％，ポイント)

区 分	実質赤字 比 率	連結実質赤字 比 率	実質公債費 比 率	将来負担 比 率
令和5年度決算 健全化判断比率 (A)	—	—	7. 0	0. 9
令和4年度決算 健全化判断比率 (B)	—	—	6. 5	—
比較 (A)－(B)	—	—	0. 5	—
(早期健全化基準)	(14. 01)	(19. 01)	(25. 0)	(350. 0)
(財政再生基準)	(20. 00)	(30. 00)	(35. 0)	

注 実質赤字額又は連結実質赤字額がない場合及び実質公債費比率又は将来負担比率がない場合は、「—」を記載している。

<参 考>

公共下水道事業特別会計については、令和5年度から地方公営企業法を適用している。

比率の概要

区 分	概 要
実質赤字比率 (一般会計の実質赤字の比率)	福祉，教育などまちづくりを行う一般会計の赤字の程度を指標化し，財政運営の深刻度を示す比率。 【算出方法】 歳出に対する歳入の不足額（いわゆる赤字額）を町の一般財源の標準的な規模を表す標準財政規模の額で除したものである。
連結実質赤字比率 (全ての会計の実質赤字の比率)	公営企業を含むすべての会計の赤字や黒字を合算して，町全体としての赤字の程度を指標化し，全会計の深刻度を示す比率。 【算出方法】 町全体としての歳出に対する歳入の資金不足額を町の標準財政規模の額で除したものである。
実質公債費比率 (公債費等の比重を示す比率)	町の借金にかかる元金及び利息の支払いが公債費で，町の経常的な収入に対する公債費の割合を指標化した比率。 【算出方法】 公債費や公債費に準じた経費を町の標準財政規模を基本とした額で除したものの3か年の平均値である。
将来負担比率 (地方債残高のほか一般会計が将来負担すべき実質的な負債を捉えた比率)	公債費や将来支払わなければならない負担金等の残高（将来負担額）の程度を指標化し，将来財政を圧迫する可能性が高いかどうかを示す比率。 【算出方法】 将来負担額から負債の償還に充てることができる基金等を控除の上，町の標準財政規模を基本とした額で除したものである。

(2) 実質赤字比率

令和5年度は、一般会計に実質赤字額がないため、値が出ていない。

ア 一般会計の実質収支額

(単位：千円)

会計名	年 度	歳入総額 A	歳出総額 B	歳入歳出 差引額 C (A-B)	翌年度へ 繰り越す べき財源 D	実 質 収支額 E (C-D)
一般会計	令和5年度 (A)	14,552,566	13,404,869	1,147,697	560,608	587,089
	令和4年度 (B)	14,799,654	13,957,021	842,633	228,205	614,428
比較 (A) - (B)		△247,088	△552,152	305,064	332,403	△27,339

(単位：千円)

区 分	年 度	令和5年度 (A)	令和4年度 (B)	比較 (A) - (B)
イ 標準財政規模		7,101,092	6,983,343	117,749
うち 臨時財政対策債発行可能額		58,999	130,021	△71,022

(単位：%，ポイント)

ウ 実質赤字比率	令和5年度 (A)	—	※実質収支比率 8.26%
	令和4年度 (B)	—	※実質収支比率 8.79%
	比較 (A) - (B)	—	※実質収支比率 △0.53 ポイント

注 実質赤字額がない場合は、「—」を記載している。

【算定方法】

アのE欄 (※マイナスの場合のみ)

$$\text{実質赤字比率 ウ} = \frac{\text{アのE欄 (※マイナスの場合のみ)}}{\text{イ}}$$

(3) 連結実質赤字比率

令和5年度は、一般会計、その他の会計のいずれも実質赤字額がないため、値が出ていない。

(単位：千円)

区 分 \ 年 度	令和5年度 (A)	令和4年度 (B)	比較 (A) - (B)	備 考
ア 一般会計の実質収支額	587,089	614,428	△27,339	(2) アの E 欄
イ その他の会計の資金不足額又は資金剰余額の計 (①+②+③+④+⑤+⑥)	623,597	791,074	△167,477	資金不足額がある場合は、マイナス(△)で表示する。(比較(A) - (B) 欄を除く。)
① 国民健康保険特別会計	41,044	66,089	△25,045	
② 介護保険特別会計	85,249	78,517	6,732	
③ 後期高齢者医療特別会計	765	1,959	△1,194	
④ 公共下水道事業特別会計	—	7,951	△7,951	
⑤ 水道事業会計	378,801	636,558	△257,757	
⑥ 下水道事業会計	117,738	—	117,738	
ウ 標準財政規模	7,101,092	6,983,343	117,749	臨時財政対策債発行可能額を含む。

(単位：％，ポイント)

エ 連結実質赤字比率	令和5年度 (A)	—	※連結実質収支比率 17.04%
	令和4年度 (B)	—	※連結実質収支比率 20.12%
	比較 (A) - (B)	—	※連結実質収支比率 △3.08 ポイント

注 連結実質赤字額がない場合は、「—」を記載している。

【算定方法】

[ア+イ] (※マイナスの場合のみ)

$$\text{連結実質赤字比率 エ} = \frac{\text{ア+イ}}{\text{ウ}}$$

(4) 実質公債費比率

令和5年度の実質公債費比率は7.0%で、令和4年度と比べ0.5ポイントの増となっている。

その主な要因は、災害復旧事業債の元利償還額が令和3年度以降増えたことで「地方債の元利償還金（公債費充当一般財源額）（ア）」が増加したことによるものである。

(単位：千円)

年 度 区 分	令和5年度 (A)	令和4年度 (B)	比較 (A) - (B)	備 考
ア 地方債の元利償還金 (公債費充当一般財源額)	977,507	969,426	8,081	※繰上償還金を除く。
イ 準元利償還金	337,859	458,713	△120,854	○公営企業債繰入金 ○公債費に準ずる一部事務組合等負担金 ○公債費に準ずる債務負担行為
ウ 基準財政需要額に算入された公債費及び準公債費	888,754	947,768	△59,014	基準財政需要額 災害復旧費等事業費補正
エ 標準財政規模	7,101,092	6,983,343	117,749	臨時財政対策債発行可能額を含む。

(単位：%)

オ 実質公債費比率（単年度）	6.87	R3 6.23% R4 7.96%
----------------	------	----------------------

(単位：%，ポイント)

カ 実質公債費比率（3か年平均）	令和5年度 (A)	7.0
	令和4年度 (B)	6.5
	比較 (A) - (B)	0.5

【算定方法】

$$\text{実質公債費比率（単年度） オ} = \frac{[\text{ア} + \text{イ}] - [\text{ウ}]}{\text{エ} - \text{ウ}}$$

(5) 将来負担比率

令和5年度の将来負担比率は、将来負担額が将来負担額へ充当可能な財源を超え、将来の負担がプラスとなったため、0.9%となっている。

その主な要因は、公共施設等整備基金を取り崩したことにより「地方債の償還額等に充当可能な基金の残高の合計額(ケ)」が減少(△418,460千円)したこと及び庁舎移転事業による「一般会計に係る地方債の現在高(ア)」が増加(279,590千円)したことによるものである。

(単位：千円)

区 分	年 度	令和5年度 (A)	令和4年度 (B)	比較 (A) - (B)	備 考
ア	一般会計に係る地方債の現在高	10,674,290	10,394,700	279,590	
イ	債務負担行為に基づく支出予定額	0	0	0	
ウ	一般会計以外の特別会計に係る地方債の償還に充てるための一般会計からの繰入見込額	3,362,042	3,849,381	△487,339	水道事業会計及び下水道事業会計の繰入見込額
エ	組合が起こした地方債の償還に係る地方公共団体の負担見込額	360,749	399,218	△38,469	安芸地区衛生施設管理組合
オ	退職手当支給予定額に係る一般会計負担見込額	805,306	699,694	105,612	一般会計対象職員
カ	設立法人の負債の額等に係る一般会計負担見込額	0	0	0	
キ	連結実質赤字額	0	0	0	
ク	組合等の連結実質赤字額に係る一般会計負担見込額	0	0	0	
ケ	地方債の償還額等に充当可能な基金の残高の合計額	3,718,116	4,136,576	△418,460	財政調整基金、公共施設等整備基金など
コ	地方債の償還等に充当可能な特定の収入	0	0	0	
サ	地方債の償還等に要する経費として基準財政需要額に算入されることが見込まれる額	11,426,395	11,822,969	△ 396,574	

区 分 \ 年 度	令和5年度 (A)	令和4年度 (B)	比較 (A) - (B)	備 考
シ 標準財政規模	7,101,092	6,983,343	117,749	臨時財政対策 債発行可能額 を含む。
ス 基準財政需要額に算入 された公債費及び準公 債費	888,754	947,768	△59,014	

(単位：％，ポイント)

セ 将来負担比率	令和5年度 (A)	0.9	※将来負担比率 0.9%
	令和4年度 (B)	—	※将来負担比率 △10.2%
	比較 (A) - (B)	—	※将来負担比率 11.1ポイント

注 将来負担比率の値が出ていない場合は、「—」を記載している。

【算定方法】

$$\text{将来負担比率 セ} = \frac{[\text{ア} + \text{イ} + \text{ウ} + \text{エ} + \text{オ} + \text{カ} + \text{キ} + \text{ク}] - [\text{ケ} + \text{コ} + \text{サ}]}{\text{シース}}$$

2 令和5年度決算に基づく資金不足比率報告書

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定により、資金不足比率を次のとおり報告する。

(1) 総括表

(単位：％，ポイント)

区 分	法適用企業	
	水道事業会計	下水道事業会計
令和5年度決算 資金不足比率 (A)	—	—
令和4年度決算 資金不足比率 (B)	—	—
比較 (A)－(B)	—	—
(経営健全化基準)	(20.0) ※公営企業ごと	

注 資金不足額がない場合は、「—」を記載している。

<参 考> 比率の概要

区 分	概 要
資金不足比率 (公営企業ごとの資金不足額の比率)	一般会計の実質収支にあたる公営企業会計における資金不足について、公営企業の事業規模に対する比率を表したものである。

(2) 法適用企業

令和5年度は、資金不足額がないため、値が出ていない。

ア 資金不足額

(単位：千円)

会計名	年度	流動資産 A	流動負債 B	算入地方債 C	資金不足額 又は資金剰余額 D (A-B-C)
水道事業 会計	令和5年度 (A)	561,413	182,612	0	378,801
	令和4年度 (B)	747,540	110,982	0	636,558
比較 (A) - (B)		△186,127	71,630	0	△257,757
下水道事 業会計	令和5年度 (A)	325,597	207,859	0	117,738
	令和4年度 (B)	—	—	—	—
比較 (A) - (B)		—	—	—	—

注 D欄が△の場合、資金不足額となる。

イ 事業の規模

(単位：千円)

会計名	年度	営業収益の額 E	受託工事 収入の額 F	事業の規模 G (E-F)	備 考
水道事業 会計	令和5年度 (A)	426,240	0	426,240	
	令和4年度 (B)	424,117	0	424,117	
比較 (A) - (B)		2,123	0	2,123	
下水道事 業会計	令和5年度 (A)	570,500	0	570,500	
	令和4年度 (B)	—	—	—	
比較 (A) - (B)		—	—	—	

ウ 資金不足比率

(単位：％，ポイント)

水道事業会計	令和５年度 (A)	—	※資金剰余比率 88.87%
	令和４年度 (B)	—	※資金剰余比率 150.09%
	比較 (A)－(B)	—	※資金剰余比率 △61.22 ポイント
下水道事業会計	令和５年度 (A)	—	※資金剰余比率 20.63%
	令和４年度 (B)	—	※資金剰余比率 —
	比較 (A)－(B)	—	※資金剰余比率 —

注 資金不足額がない場合は，「－」を記載している。

【算定方法】

D (※マイナスの場合のみ)

$$\text{資金不足比率} = \frac{\text{D}}{\text{G}}$$